

社会福祉法人まつど育成会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まつど育成会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、法人の職員を兼務している者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務遂行の対価として、その勤務形態に応じて報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の各年度の報酬総額は、100万円以内とする。

2 法人の全監事の各年度の報酬総額は、20万円以内とする。

3 法人の常勤役員に対しては、給与・退職金規程又は有期契約職員の給与・退職金規程に基づき支給している職員給与額に加えて、別表1に基づく報酬等を支給する。

4 法人の非常勤役員に対しては、理事会、評議員会、その他理事長が必要と認めた会議に出席したとき、又は、法人及び施設業務に従事するために出勤したときは、別表2に基づく報酬等を支給する。ただし、定款第26条第2項に定

める決議の省略の方法による場合は、これを除く。

- 5 評議員については、評議員会に出席したときは、別表 3 に基づく報酬等を支給する。ただし、定款第 13 条第 4 項に定める決議の省略の方法による場合は、これを除く。
- 6 評議員会は、法人の業績が著しく低下したとき、又は役員等に対する処分を相当と認めた場合、本条における報酬等を、期間を限って支払わないとすることができる。

(報酬等の日割り計算)

第 5 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として、日割りによって計算する。その際、端数処理が発生した場合は、円未満を切上げるものとする。

(費用弁償)

第 6 条 役員等が、理事会、評議員会、またはその他理事長が必要と認めた会議に出席するため、若しくは法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額のうち交通費は、役員等の居住地を起点とし、算出した交通費の実費相当額とする。ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき 25 円とする。
- 3 費用弁償額のうち宿泊費は、出張旅費規程第 20 条を準用する。

(報酬等の支給日)

第 7 条 常勤役員に対する報酬等の支払いは、毎月 1 日から当月末日までを計算期間とし、翌月 25 日に支給する。ただしその日が金融機関の休日等にあたるときは、その前営業日に支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、第 3 条及び第 4 条の規定に基づき出席又は出勤した都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

- 1 役員・評議員費用弁償規程(平成24年5月22日改正、施行)は、平成28年3月31日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、平成29年6月1日から改正・施行する。
- 4 この規定は、令和8年6月25日から改正・施行する。

別表1

役職名	報酬額（月額支給）
理事長	50,000円
理事	10,000円

別表2

役職名	報酬額
理事長	10,000円
理事	10,000円
監事	10,000円

別表3

役職名	報酬額
評議員	10,000円